

火薬類保安責任者免状再交付申請 (法第31条第7項)

火薬類保安責任者免状（大分県知事交付）を汚損、毀損又は紛失等された場合で、免状の再交付を申請する場合の手続です。

大分県以外で交付された免状の再交付については、その交付県にお問い合わせください。

○提出書類

- 1 火薬類保安責任者免状再交付申請書
- 2 現在交付されている火薬類保安責任者免状（汚損など現物がある場合）
- 3 火薬類保安手帳をお持ちの場合は、保安手帳の1ページから4ページの
コピー
- 4 氏名が変わったことが分かる書類（戸籍抄本又はその写し）

※再交付に併せて氏名の変更を行う場合のみ必要

- 5 申請手数料

2,400円

【電子申請を行う場合の注意】

- ① 電子申請で出来るのは、上記提出書類1の申請書と3・4の書類の提出及び手数料の納付のみです。

従って、上記提出書類2の「現在交付されている火薬類（取扱・製造）保安責任者免状」は、原本を返還する必要がありますので、電子申請の添付書類とせず、下記住所に郵送、もしくは窓口にて提出してください。提出がない場合には、免状の交付ができない場合があります。

※「現在交付されている火薬類保安責任者免状」の送付先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1-1

大分県生活環境部防災局消防保安室保安班 火薬類担当